

札介保（指）第 18081 号  
平成 27 年（2015 年）3 月 13 日

各介護サービス事業者 様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部  
介護保険課事業指導担当課長

## 生活相談員の資格要件について（通知）

平素より本市の介護保険行政の推進に特段のご配慮とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、介護保険サービスの質の確保等の観点から、生活相談員の資格要件について、下記のとおり取り扱うことといたしますので、今後人員配置にご留意願います。

記

### 1 生活相談員の資格要件

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又は介護支援専門員若しくは介護福祉士の資格を有する者。なお、これらの資格がない者については、業務経験の有無を問わず一切認められない。

### 2 対象サービス

生活相談員の配置が必要な以下の介護保険サービス

通所介護<sup>※1</sup>、短期入所生活介護<sup>※1</sup>、認知症対応型通所介護<sup>※1</sup>、介護老人福祉施設<sup>※2</sup>

※1 介護予防を含む ※2 地域密着型サービスを含む

### 3 実施時期

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以降の新規指定の事業所から適用する。

※ 平成 29 年（2017 年）3 月 31 日までに存在する事業所については、経過措置あり。

### 4 経過措置

平成 33 年（2021 年）3 月 31 日までに資格要件を満たす者を配置すること。

問い合わせ先：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課（011-211-2972）